

課題表

2003年8月7日

リーダー - 池田 佳和

サブリーダー - 吉井 伸一郎

要旨

この資料は、本 SWG の課題表であり、今後、スペクトル管理 SWG 会合の検討結果を受けて、本会合の開催ごとに改版する予定である。

今後の改版においては、加筆部分は下線を、また、削除部分はストライクにより表示する。また、寄書番号は SMS-#-10 などとし、#は第#回会合の数を表す。なお、議事録の寄書番号は SMS-#-01 である。

1. 寄書の呼びかけ

本会合の検討を円滑に進めるために委員からの寄書の提出が期待される。寄書提出のルールは以下の通り：

- ・ 寄書は、原則として、会合開催日の一週間前までに提出する。
- ・ 寄書提出後の追加・誤記修正はその後も認めるが、改版されたものだと判別できるように、文書番号の直後に r#を追加し（たとえば、SMS-1-21r1 など）、表紙の右上に 改 1 版と明記する。
- ・ 寄書は日本文を正文とし、英文の場合は、英文を一週間前までに提出することで日本文は遅れて提出しても良い。
- ・ 遅延寄書は会合で合意されれば取り上げるが、時間の制約上、優先順位は下げるものとする。

2. 課題表の構成

課題表は、下記の4つの欄から構成される。

項目番号	状況	検討項目	文献など引用

『項目番号』は、議論を効率に進めるために、検討項目を言及しやすくするためのものである。項目番号は、ハイアラーキーに基づくが、プライオリティの順ではない。

『状況』は、『オープン』、『合意(合意された月日)』、『クローズ(クローズされた月日)』のいずれかで表示される。

『オープン』は、検討項目について、議論が呼びかけられていることを示す。

『合意(合意された月日)』は、議論により合意されたことを、その月日とともに示す。

『クローズ(クローズされた月日)』は、議論することを取りやめることにしたことを、その月日とともに示す。

『検討項目』には、議論前、及び、議論中では、その検討項目内容を示すこととし、議論により、何か合意が得られた場合は、その合意内容を示すこととする。

『検討項目』の表記の方法は下記の通りである。

『合意』されていない検討項目に対しては、その検討項目そのものを示す。

(例)「ITU-T 勧告 G.992.1 を TTC 標準にするべく作業を開始するか」

『合意』された検討項目に対しては、その合意された内容を下記の通り示す。また、合意内容が目標の場合は、はっきりと『目標』という言葉で記述し、また、合意内容に何か必要な作業が伴う場合は、その作業も記述する。

(例)「ITU-T 勧告 G.992.1 を TTC 標準にするべく作業を開始する」

(例)「ITU-T 勧告 G.992.1 のうち、XX 個所については、TTC 標準にするべく作業を開始することを目標とする」

(例)「ITU-T 勧告 G.992.1 を TTC 標準にするべく作業を開始するにあたり、サブワーキンググループ(SWG)を構成する」

『提案文書等』には、議論の基になった寄書、あるいは、議論の中で検討項目が上げられた場合は、『会合』あるいは『メール』などと記述する。

3. 課題表

下記は、本会合の議論結果によりアップデートしたものである。

項目番号	状況	検討項目	文献など引用
1.		スペクトル管理 SWG について	
1.1	合意 03.07.03	スペクトル管理 SWG は旧 SWG465 の役割を踏襲する。	SMS-1-31
1.2	合意 03.07.03	スペクトル管理 SWG では、スペクトル適合性の判断を行う。クラス A ,A'に追加するシステムに関しては、必要があれば DSL 専門委員会との調整を行う。	会合#1
1.3	合意 03.07.03	メーリングリスト上での議論は、基本的合意が得られた事項に関する討論や、情報開示・情報交換を目的とする。	SMS-1-28
1.4	合意 03.07.03	商品としての速度表示問題については、当スペクトル管理 SWG での議論対象外とする（当 SWG での方式呼称はシングル、ダブルスペクトル等とする）。	会合#1
1.5	合意 03.07.15	方式仕様標準化とは別に、使用する事業者があり提案があれば、非標準でもスペクトル適合性を検討する。	会合#2
1.6	合意 03.07.15	構内設置システムのスペクトル管理は本 SWG では扱わない。	会合#2
1.7	合意 03.07.15	長延化を本 SWG での今後の検討課題とする。	SMS-02-18
1.8	合意 03.07.15	上り帯域の拡張を本 SWG の今後の検討課題とする。	SMS-02-19
2.		JJ100.01 の改定に向けて	
2.1	合意 03.07.03	計算条件を 0.4mm ポリエチレン絶縁ケーブル、干渉源は同一カッドを含む 5 回線とする。	SMS-1-07
2.2	合意 03.07.03	SSDSL (G.992.1 Annex H) を保護判定基準値を決定する干渉源から外し、適合性判断においては、代替不可の重要回線が含まれることから限界線路長を設けない。	SMS-1-07
2.3	合意 03.07.03	DMT 方式 ADSL の干渉源としては、PSD マスクから 3.5dB を減じた値を使用し、JJ-100.01 第 1 版で使用した式テンプレートは使用しない。	SMS-1-07 SMS-1-12 SMS-1-13 SMS-1-15 SMS-1-35
2.4	合意 03.07.03	収容制限と距離制限は独立の定義とする。収容制限有りとは、当面の間、カッド内収容制限とする。	SMS-1-07
2.5	合意 03.07.03	Annex C DBMOL , Annex A OL を含めていくつかの伝送方式を特例扱いする場合には「制約条件および注記」の欄に記載する。	SMS-1-07
2.6	合意 03.07.03	既存の未確認方式及び直近の新方式に関してスペクトル適合性を計算し、スペクトル適合性確認システム	SMS-1-07

		一覧を作成・公開する。	
2.7	合意 03.07.03	スペクトル適合性確認システム一覧表においては、「スペクトル適合性」欄は削除し、クラスと制約条件を明確化する。	SMS-1-07
2.8	合意 03.07.03	直近の新方式については同じ計算モデルを使って適合性を計算し、限界線路長を厳格に適用する。	SMS-1-07
2.9	合意 03.07.03	JJ100.01 第2版では、オーバーラップ方式の保護基準値はFDM方式に準ずるものとする。	会合#1
2.10	オープン	JJ100.01 第3版では、オーバーラップ方式の保護基準値はFDM方式に順ずるものとするか。	会合#1
2.11	合意 03.07.03	JJ100.01 第2版ではFBM方式をクラスBとするが、適合性確認計算結果を参考情報として記述する。	SMS-1-07
2.12	合意 03.07.03	JJ100.01 第2版までは、合意された事後対策について記述し、それ以降は実績等を勘案して再検討する。	会合#1
2.13	合意	ADSL 帯域外は、10kHz 帯域幅と 1MHz 帯域幅の両方が規定されている場合、1MHz 帯域幅での PSD を使用する。	SMS-1-38
2.14	オープン	G.996.1 Annex B を使用するか。	SMS-1-13
2.14.1	合意 03.07.15	第2版では G.996.1 Annex B を使用しない	SMS-1-13
2.15	オープン	ISDN が非干渉時の S/N 計算式を修正するか。	SMS-1-13
2.15.1	合意 03.07.15	第2版では、ISDN が非干渉時の S/N 計算式を修正しない。	SMS-1-13
2.16	合意 03.07.15	第1版の補遺は第2版からは除外する。	SMS-02-20
2.17	合意 03.07.15	グルーピングの概念を保護規定に追加し、与干渉規定（各 PSD）と保護規定を分けて記述する。	SMS-02-20
2.18	暫定合意 03.08.01	G.992.1 Annex C Overlapped ADSL (G.992.1 Appendix V 1.1, 1.2) (アッカネットワークス社仕様) について DBM モード DBM-OL と XOL, XDD を分けて記載する	編集チーム
2.19	暫定合意 03.08.01	クラス B, C のシステムは、追加が頻繁に行われる可能性があるため、D 章にまとめて記載する。	編集チーム
2.20	暫定合意 03.08.01	「G.992.1 Annex A (OL) [ソフトバンク BB・長野県協同電算仕様]」を「G.992.1 Annex A (sOL) クラス A 仕様」と記載する。	編集チーム
2.21	暫定合意 03.08.01	「G.992.1 Annex C DBM (OL) [アッカネットワークス仕様]」を「G.992.1 Annex C DBM (OL) クラス A 仕様」と記載する。	編集チーム
2.22	暫定合意 03.08.01	「G.992.1 Amendment 1 Annex C XDD」を「G.992.1 Amendment 1 Annex C profile 5 (XDD)」と記載する。	編集チーム
2.23	暫定合意 03.08.01	「G.992.1 Amendment 1 Annex C XOL」を「G.992.1 Amendment 1 Annex C profile 6 (XOL)」と記載する。	編集チーム
2.24	暫定合意 03.08.01	「G.992.1 Amendment 1 Annex C FBMsOL」を「G.992.1 Amendment 1 Annex C profile 3 (FBMsOL)」と記載する。	編集チーム

2.25	暫定合意 03.08.01	「G.992.1 Annex I SBM (FDM)」を「ダブルスペクトル ADSL SBM (FDM)」と記載する。	編集チーム
2.26	暫定合意 03.08.01	「G.992.1 Annex I SBM (OL)」を「ダブルスペクトル ADSL SBM (OL)」と記載する。	編集チーム
2.27	暫定合意 03.08.01	「クワッドスペクトル ADSL」を「クワッドスペクトル ADSL DBM/FBM (FDM)」と記載する。	編集チーム
3.		アマチュア無線対応について	
3.1	合意 03.07.03	アマチュア無線との干渉対策として、1.8MHz ~ 2.0MHz 帯域を -80dBm/Hz 以下とする。	SMS-1-08
3.2	合意 03.07.03	計算時には、-80dBm/Hz の部分にはビット割付を行わない。	SMS-1-08
4.		クラス分類について	
4.1	合意 03.07.03	一旦保護される方式とみなされた場合でも、検討時に提供されていない、提供数がわずかである、あるいは代替可能な技術が存在している時には、提供事業者の合意によってクラスを変更できる。	SMS-1-09 SMS-1-10r1
4.2	合意 03.07.03	計算だけでは部分的にスペクトル適合性が確認できなくとも、深刻な干渉を生じない場合には、基準値の緩和・事後対策を前提としてスペクトル適合性を認めることができる。	SMS-1-10r1
5.		各種伝送方式の取扱い	
5.1	合意 03.07.03	距離により方式が変わる装置の NTT データベースへの登録については、TTC とは別に整理する。	SMS-1-05
5.2	合意 03.07.15	クワッドスペクトラム方式の適合性について検討を開始する。	SMS-1-25
5.3	合意 03.07.15	2B1Q-ISDN 方式について、計算結果は線路長制限 4.5km のクラス C となるが、予定導入回線数が 10 万規模であり特例としてクラス B とし、問題が発生した場合には見直しを行う。	SMS-1-37 SMS-02-09 SMS-02-10
5.4	合意 03.07.03	G.992.1 Annex A OL 方式 [ソフトバンク BB・長野協同電算仕様] は以下の条件によりクラス A とする。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 特例であることを記述するが、事後対策内容については本 SWG の議論としない ・ スペクトル適合性と被害者規定を記載する ・ SMS-1-03、4-5 項に記載の制約条件を適用する ・ 電力制限で適合性を確認する対象としてこの方式の PSD を外す 	SMS-1-11r1
5.5	合意 03.07.09	2B1Q SDSL 方式は、	メール

		<ul style="list-style-type: none"> ・ 収容制限あり ・ 線路長制限あり 1.75km (1536kbit/s < rate 2304kbit/s) 2.25km (768kbit/s < rate 1536kbit/s) 3.5km (rate 768kbit/s) <p>のクラス C とする。</p>	
5.6	合意 03.07.09	<p>G.991.2 : SHDSL 方式は，</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 収容制限あり ・ 線路長制限あり 2.5km (1536kbit/s < rate 2304kbit/s) 3.75km (768kbit/s < rate 1536kbit/s) 4.0km (rate 768kbit/s) <p>のクラス C とする。</p>	メール
5.7	合意 03.07.09	<p>G.992.1 Annex H : SSDSL 方式は，少数であり，JJ-100.01 第 1 版との整合性のため、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 収容制限あり ・ 線路長制限なし <p>のクラス C とする。</p>	メール
5.8	合意 03.07.09	<p>G.992.1 Annex C DBM (OL) [アッカネットワークス仕様] 方式は，保護判定基準値の緩和及び事後対策等を行うこと，3.0km 以遠では提供しないことを前提に</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 収容制限なし ・ 線路長制限 (2.5km) <p>のクラス A とする。</p>	メール
5.9	合意 03.07.09	<p>G.992.1 Amendment 1 Annex C DBM (FDM) 方式は，</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 収容制限なし ・ 線路長制限なし <p>のクラス A とする。</p>	メール
5.10	合意 03.07.09	<p>G.992.1 Amendment 1 Annex C XOL 方式は，</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 収容制限なし ・ 線路長制限なし <p>のクラス A とする。</p>	メール
5.11	合意 03.07.09	<p>G.992.1 Amendment 1 Annex C XDD 方式は，</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 収容制限なし ・ 線路長制限なし <p>のクラス A とする。</p>	メール
5.12	合意 03.07.09	<p>G.992.1 Amendment 1 Annex C FBM_sOL 方式は，</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 収容制限なし ・ 線路長制限なし <p>のクラス B とする。</p>	メール
5.13	合意 03.07.09	<p>Reach DSL V2 方式は，長距離化目的の伝送方式であり，導入数が限定的であるため，</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 収容制限なし ・ 線路長制限なし <p>のクラス B とする。</p>	メール
5.14	合意	<p>既存メタリック専用線等方式は，少数かつ減少中の既</p>	メール

	03.07.09	存サービスであることから ・ 収容制限なし ・ 線路長制限なし のクラス B とする。	
5.15	合意 03.07.09	T1 TR-59 : CAP ADSL (FDM)方式は、 ・ 収容制限なし ・ 線路長制限なし のクラス B とする。	メール
5.16	合意 03.07.09	G.992.1 Annex I DBM (FDM) 方式は、 ・ 収容制限なし ・ 線路長制限なし のクラス B とする。	メール
5.17	合意 03.07.09	G.992.1 Annex I DBM (OL) 方式は、 ・ 収容制限なし ・ 線路長制限 (2.5km) のクラス C とする。	メール
5.18	合意 03.07.09	G.992.1 Annex I SBM (FDM) 方式は、 ・ 収容制限なし ・ 線路長制限なし のクラス B とする。	メール
5.19	合意 03.07.09	G.992.1 Annex I SBM (OL) 方式は、 ・ 収容制限なし ・ 線路長制限 (2.5km) のクラス C とする。	メール
5.20	合意 03.07.09	G.992.5 Annex A (FDM) 方式は、 ・ 収容制限なし ・ 線路長制限なし のクラス B とする。	メール
5.21	合意 03.07.09	G.992.5 Annex A (OL) 方式は、 ・ 収容制限なし ・ 線路長制限 (2.5km) のクラス C とする。	メール
5.22	合意 03.07.15	スペクトル適合性確認結果報告書に記載のダブルスペクトル方式のスペクトル適合性について合意する。	SMS-02-01
5.23	合意 03.07.15	スペクトル適合性確認結果報告書に記載の(未確認方式)シングルスペクトル方式のスペクトル適合性について合意する。	SMS-02-01
5.24	合意 03.07.15	クワッドスペクトル ADSL DBM/FBM (FDM)方式の適合性計算は、ダブルスペクトル方式と同等の計算結果となるため、クラス B (収容制限なし、線路長制限なし) とする。	SMS-02-10 SMS-02-14 SMS-02-15 SMS-02-16

(以上)